

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2021年3月25日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M グローバルマイスター

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】 2兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2020年9月24日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(イ) ファンドの目的

<訂正前>

当ファンドは、投資先ファンド*1の有価証券を主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

*1 「投資先ファンド」とは、外国投資法人「J Pモルガン・ファンズ - グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド*2」および証券投資信託「G I Mジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）」をいいます。なお、「投資先ファンド」は、その有価証券を表すこともあります。また、投資先ファンドを以下の略称で記載する場合があります。投資先ファンドの詳細については、後記「(二) ファンドの特色 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

投資先ファンド名称	略称
外国投資法人「J Pモルガン・ファンズ - グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド」	グローバル株式ファンド
証券投資信託「G I Mジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）」	マネープール・ファンド

*2 投資先ファンド名称中の「アンコンストレインド (unconstrained)」は、「制約のない」という意味です。

<訂正後>

当ファンドは、投資先ファンド*1の有価証券を主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

*1 「投資先ファンド」とは、外国投資法人「J Pモルガン・ファンズ - グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド*2」および証券投資信託「G I Mジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）」をいいます。なお、「投資先ファンド」は、その有価証券を表すこともあります。また、投資先ファンドを以下の略称で記載する場合があります。投資先ファンドの詳細については、後記「(二) ファンドの特色 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

投資先ファンド名称	略称
外国投資法人「J Pモルガン・ファンズ - グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド」	グローバル株式ファンド
証券投資信託「G I Mジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）」	マネープール・ファンド

*2 投資先ファンド名称中の「アンコンストレインド (unconstrained)」は、「制約のない」という意味です。

2021年4月1日以降は、以下のとおりとなります。

当ファンドは、投資先ファンド*の有価証券を主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

* 「投資先ファンド」とは、外国投資法人「J Pモルガン・ファンズ - グローバル・グロース・ファンド」および証券投資信託「G I Mジャパン・マネープール・ファンドF（適格機関投資家専用）」をいいます。なお、「投資先ファンド」は、その有価証券を表すこともあります。また、投資先ファンドを以下の略称で記載する場合があります。投資先ファンドの詳細については、後記「(二) ファンドの特色 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

投資先ファンド名称	略称

外国投資法人「J Pモルガン・ファンズ・グローバル・グロース・ファンド」	グローバル株式ファンド
証券投資信託「G I Mジャパン・マネープール・ファンドF (適格機関投資家専用)」	マネープール・ファンド

(二) ファンドの特色

< 訂正前 >

投資先ファンドを通じて、主として、世界の株式の中から、業種や時価総額にこだわらず、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に選定して投資します。

世界の株式に投資するグローバル株式ファンドの組入比率を高位に保つとともに、円建ての公社債に投資するマネープール・ファンドにも投資します。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式*により運用します。

(略)

(注) < 投資先ファンド > および < マザーファンド > の正式名称を含む詳細については、後記「投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

(略)

投資先ファンドの特徴

グローバル株式ファンド

名称	J Pモルガン・ファンズ・グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド (JPMorgan Funds – Global Unconstrained Equity Fund)
その有価証券 (外国投資証券)	J P Mグローバル・アンコンストレインド・エクイティ (Iクラス) (円建て) (JPM Global Unconstrained Equity I)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
目的	世界の株式に積極的に投資し、資産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	世界の株式
主な運用方針	世界の株式を中心に投資し、投資対象とする株式の業種や時価総額には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、また、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。
ベンチマーク*	MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス (税引後配当込み)* * MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。
運用会社	J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インク* ² (米国法人) J Pモルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド* ² (英国法人) (両社が共同で運用します。)

(注) 当ファンドで投資するグローバル株式ファンドは円建てのため、当ファンドにおいて運用成果を測る際に参考とする指数は、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス (税引後配当込み、円ベース) とします。当該指数は、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス (税引後配当込み) を委託会社にて円ベースに換算したものです。

マネープール・ファンド

(略)

* 1 「ベンチマーク」とは、投資先ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

- * 2 J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インク、J Pモルガン・アセット・マネジメント(U K) リミテッドおよび委託会社は、J . P . モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

<訂正後>

投資先ファンドを通じて、主として、世界の株式の中から、業種や時価総額にこだわらず、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に選定して投資します。

世界の株式に投資するグローバル株式ファンドの組入比率を高位に保つとともに、円建ての公社債に投資するマネープール・ファンドにも投資します。

2021年4月1日以降は、以下のとおりとなります。

投資先ファンドを通じて、主として、世界の株式の中から、時価総額、業種および国に制限を設けず優れた、かつ持続的な成長が期待できると判断される銘柄を中心に選定して投資します。

世界の株式に投資するグローバル株式ファンドの組入比率を高位に保つとともに、円建ての公社債に投資するマネープール・ファンドにも投資します。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式*により運用します。

(略)

(注) <投資先ファンド>および<マザーファンド>の正式名称を含む詳細については、後記「投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

(略)

投資先ファンドの特徴

グローバル株式ファンド

名称	J Pモルガン・ファンズ - グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド (JPMorgan Funds – Global Unconstrained Equity Fund)
その有価証券 (外国投資証券)	J P Mグローバル・アンコンストレインド・エクイティ(Iクラス) (円建て) (JPM Global Unconstrained Equity I)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
目的	世界の株式に積極的に投資し、資産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	世界の株式
主な運用方針	世界の株式を中心に投資し、投資対象とする株式の業種や時価総額には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、また、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。
ベンチマーク*	MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み)* * MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。
運用会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント(U K) リミテッド* 2 (英国法人)

(注) 当ファンドで投資するグローバル株式ファンドは円建てのため、当ファンドにおいて運用成果を測る際に参考とする指数は、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み、円ベース)とします。当該指数は、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

2021年4月1日以降は、以下のとおりとなります。

名称	J Pモルガン・ファンズ - グローバル・グロース・ファンド (JPMorgan Funds – Global Growth Fund)
----	---

その有価証券 (外国投資証券)	J P M グローバル・グロース（イクラス）（円建て） (JPM Global Growth I)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
目的	世界の成長株に投資し、資産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	世界の株式
主な運用方針	優れた、かつ持続的な成長が期待できると判断される世界の株式（以下「成長株」という場合があります。）に投資し、投資対象とする株式の時価総額、業種及び国には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、また、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。
ベンチマーク* 1	MSCI オール・カントリー・ワールド・グロース・インデックス（税引後配当込み）* * MSCI オール・カントリー・ワールド・グロース・インデックスは、MSCI Inc. が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性及び完結性をMSCI Inc. は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc. に帰属しています。
運用会社	J P モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド*2（英国法人）

（注）当ファンドで投資するグローバル株式ファンドは円建てのため、当ファンドにおいて運用成果を測る際に参考とする指数は、MSCI オール・カントリー・ワールド・グロース・インデックス（税引後配当込み、円ベース）とします。当該指数は、MSCI オール・カントリー・ワールド・グロース・インデックス（税引後配当込み）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

マネープール・ファンド

（略）

* 1 「ベンチマーク」とは、投資先ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

* 2 J P モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドおよび委託会社は、J P . モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

（3）ファンドの仕組み

< 訂正前 >

（略）

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（2020年7月末現在）

（略）

大株主の状況（2020年7月末現在）

（以下略）

< 訂正後 >

（略）

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（2021年1月末現在）

（略）

大株主の状況（2021年1月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（1）投資方針

（イ）運用方針

グローバル株式ファンド

< 訂正前 >

当該投資先ファンドは、委託会社が属するJ・P・モルガン・アセット・マネジメント内の運用会社が運用するものであり、委託会社は当該運用会社の運用方針・戦略を十分理解できるものです。委託会社は、投資対象とする株式の業種や時価総額には制限を設けず、世界の株式に積極的に投資することにより収益を確保する目的から、当該投資先ファンドの運用方針について予め分析のうえ、当ファンドの運用方針に合致するものと判断し、またそれにより収益を確保することが見込まれるため、当該投資先ファンドを選定しています。

<訂正後>

当該投資先ファンドは、委託会社が属するJ・P・モルガン・アセット・マネジメント内の運用会社が運用するものであり、委託会社は当該運用会社の運用方針・戦略を十分理解できるものです。委託会社は、投資対象とする株式の業種や時価総額には制限を設けず、世界の株式に積極的に投資することにより収益を確保する目的から、当該投資先ファンドの運用方針について予め分析のうえ、当ファンドの運用方針に合致するものと判断し、またそれにより収益を確保することが見込まれるため、当該投資先ファンドを選定しています。

2021年4月1日以降は、以下のとおりとなります。

当該投資先ファンドは、委託会社が属するJ・P・モルガン・アセット・マネジメント内の運用会社が運用するものであり、委託会社は当該運用会社の運用方針・戦略を十分理解できるものです。委託会社は、投資対象とする株式の時価総額、業種及び国には制限を設けず、優れた、かつ持続的な成長が期待できると判断される世界の株式に投資することにより収益を確保する目的から、当該投資先ファンドの運用方針について予め分析のうえ、当ファンドの運用方針に合致するものと判断し、またそれにより収益を確保することが見込まれるため、当該投資先ファンドを選定しています。

投資先ファンドの投資態度および運用プロセス

グローバル株式ファンド

<訂正前>

・ 投資態度

主として世界の株式に積極的に投資し、資産の長期的な成長を目指します。また、投資対象とする株式の業種や時価総額には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。

・ 運用プロセス

当該投資先ファンドにおいては、その運用会社であるJ・P・モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよびJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドが、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

ステップ1：ボトムアップ・アプローチ^{*1}による投資対象銘柄の候補の選出

世界の株式の中から、J・P・モルガン・アセット・マネジメントに属するアナリストが数値データに基づいて企業や株価の成長性等を測る分析（定量分析）および現地に密着した企業取材^{*2}等による業界動向や企業の戦略等の数値化できない事象の分析（定性分析）に基づく銘柄評価を行い、その結果をもとに投資対象銘柄の候補が選出されます。

*1 「ボトムアップ・アプローチ」とは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法をいいます。

*2 「企業取材」とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

ステップ2：投資対象銘柄の決定

ステップ1で選出された投資対象銘柄の候補について、インターナショナル株式グループ^{*}のポートフォリオ・マネジャーは多地域にわたる各業種の分析を行うグローバル・セクター・スペシャリストとの間で意見交換し、当該候補の中から、成長力があり、かつ株価が割安と判断される銘柄をさらに絞り込みます。また、ステップ1で候補として選出されなかった銘柄やステップ1においてそもそも

分析対象とならなかった銘柄についても、同グループのポートフォリオ・マネジャーとグローバル・セクター・スペシャリストとの間の意見交換を通じて、あらためて投資魅力度が高いと判断されることがあります。それらの銘柄を加え、投資対象銘柄とします。

* 後記「(3)運用体制(八)投資先ファンドの運用体制 グローバル株式ファンド」をご参照ください。

ステップ3：組入銘柄・比率の決定

当該投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ステップ2で決定された投資対象銘柄から、相場動向、流動性等の市場環境、ポートフォリオ全体のリスク特性等を総合的に判断したうえで、最終的に当該投資先ファンドに組み入れる銘柄と組入比率を決定し、ポートフォリオを構築します。

(ESG*投資について)

投資先ファンドの運用プロセスにおいて、環境、社会、そしてガバナンス面(企業統治)の要素が、投資対象候補銘柄のリスク要因となり得るかどうかを分析・評価しています。なお、この評価のみが投資判断を決定付けるものではなく、リスク要因を十分考慮しつつも、リスクが認められる銘柄を組み入れる可能性や、当該銘柄を継続的に保有する可能性があります。

* 「ESG」とは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を合わせたものをいいます。

<訂正後>

・ 投資態度

主として世界の株式に積極的に投資し、資産の長期的な成長を目指します。また、投資対象とする株式の業種や時価総額には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。

・ 運用プロセス

当該投資先ファンドにおいては、その運用会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

ステップ1：ボトムアップ・アプローチ*1による投資対象銘柄の候補の選出

世界の株式の中から、J Pモルガン・アセット・マネジメントに属するアナリストが数値データに基づいて企業や株価の成長性等を測る分析(定量分析)および現地に密着した企業取材*2等による業界動向や企業の戦略等の数値化できない事象の分析(定性分析)に基づく銘柄評価を行い、その結果をもとに投資対象銘柄の候補が選出されます。

*1 「ボトムアップ・アプローチ」とは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法をいいます。

*2 「企業取材」とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

ステップ2：投資対象銘柄の決定

ステップ1で選出された投資対象銘柄の候補について、インターナショナル株式グループ*のポートフォリオ・マネジャーは多地域にわたる各業種の分析を行うグローバル・セクター・スペシャリストとの間で意見交換し、当該候補の中から、成長力があり、かつ株価が割安と判断される銘柄をさらに絞り込みます。また、ステップ1で候補として選出されなかった銘柄やステップ1においてそもそも分析対象とならなかった銘柄についても、同グループのポートフォリオ・マネジャーとグローバル・セクター・スペシャリストとの間の意見交換を通じて、あらためて投資魅力度が高いと判断されることがあります。それらの銘柄を加え、投資対象銘柄とします。

* 後記「(3)運用体制(八)投資先ファンドの運用体制 グローバル株式ファンド」をご参照ください。

ステップ3：組入銘柄・比率の決定

当該投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ステップ2で決定された投資対象銘柄から、相場動向、流動性等の市場環境、ポートフォリオ全体のリスク特性等を総合的に判断したうえで、最終的に当該投資先ファンドに組み入れる銘柄と組入比率を決定し、ポートフォリオを構築します。

（ E S G *投資について）

投資先ファンドの運用プロセスにおいて、環境、社会、そしてガバナンス面（企業統治）の要素が、投資対象候補銘柄のリスク要因となり得るかどうかを分析・評価しています。なお、この評価のみが投資判断を決定付けるものではなく、リスク要因を十分考慮しつつも、リスクが認められる銘柄を組み入れる可能性や、当該銘柄を継続的に保有する可能性があります。

* 「 E S G 」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

2021年4月1日以降は、以下のとおりとなります。

・ 投資態度

優れた、かつ持続的な成長が期待できると判断される世界の株式に投資し、資産の長期的な成長を目指します。また、投資対象とする株式の時価総額、業種及び国には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。

・ 運用プロセス

当該投資先ファンドにおいては、その運用会社である J P モルガン・アセット・マネジメント（U K）リミテッドが、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

ステップ1：ボトムアップ・アプローチ*₁による投資対象銘柄の候補の選出

世界の株式の中から、J . P . モルガン・アセット・マネジメントに属するアナリストが数値データに基づいて企業や株価の成長性等を測る分析（定量分析）および現地に密着した企業取材*₂等による業界動向や企業の戦略等の数値化できない事象の分析（定性分析）に基づく銘柄評価を行い、その結果をもとに投資対象銘柄の候補が選出されます。

*₁ 「ボトムアップ・アプローチ」とは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法をいいます。

*₂ 「企業取材」とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

ステップ2：投資対象銘柄の決定

ステップ1で選出された投資対象銘柄の候補について、国際的な株式グループ*のポートフォリオ・マネジャーは多地域にわたる各業種の分析を行うグローバル・セクター・スペシャリストとの間で意見交換し、当該候補の中から、優れた、かつ持続的な成長を遂げる可能性があるとして判断される銘柄をさらに絞り込みます。また、ステップ1で候補として選出されなかった銘柄やステップ1においてそもそも分析対象とならなかった銘柄についても、同グループのポートフォリオ・マネジャーとグローバル・セクター・スペシャリストとの間の意見交換を通じて、あらためて投資魅力度が高いと判断されることがあります。それらの銘柄を加え、投資対象銘柄とします。

* 後記「（3）運用体制（ハ）投資先ファンドの運用体制 グローバル株式ファンド」をご参照ください。

ステップ3：組入銘柄・比率の決定

当該投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ステップ2で決定された投資対象銘柄から、相場動向、流動性等の市場環境、ポートフォリオ全体のリスク特性等を総合的に判断したうえで、最終的に当該投資先ファンドに組み入れる銘柄と組入比率を決定し、ポートフォリオを構築します。

（ E S G ±投資について）

投資先ファンドの運用プロセスにおいて、環境、社会、そしてガバナンス面（企業統治）の要素が、投資対象候補銘柄のリスク要因となり得るかどうかを分析・評価しています。なお、この評価のみが投資判断を決定付けるものではなく、リスク要因を十分考慮しつつも、リスクが認められる銘柄を組み入れる可能性や、当該銘柄を継続的に保有する可能性があります。

* 「 E S G 」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

(2) 投資対象

< 訂正前 >

(略)

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記(イ)の資産のうち、外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第23項で定めるものをいいます。以下同じ。)であるJPモルガン・ファンズ・グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンドが発行する外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)、および投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第3項で定めるものをいいます。)であるGIMジャパン・マネープール・ファンドF(適格機関投資家専用)の受益権(法令により金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託の受益証券とみなされるものをいいます。以下同じ。)、ならびに次の有価証券に主として投資することを指図します。

(略)

なお、1から4までの証券および6の証券または証書のうち1から4までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借り入れ)に限り行うことができるものとします。また、債券貸借取引(現金担保付債券借り入れ)を行う場合は、信託約款第19条にしたがいます。

(略)

(ホ) 当ファンドが投資対象とする投資先ファンドの名称、主要投資対象、主な運用方針および運用会社の名称は、以下のとおりです。

グローバル株式ファンド

名称	JPモルガン・ファンズ・グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド (JPMorgan Funds – Global Unconstrained Equity Fund)
その有価証券 (外国投資証券)	JPMグローバル・アンコンストレインド・エクイティ(Iクラス) (円建て) (JPM Global Unconstrained Equity I)
主要投資対象	世界の株式
主な運用方針	世界の株式を中心に投資し、投資対象とする株式の業種や時価総額には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、また、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。
運用会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人) JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人) (両社が共同で運用します。)

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記(イ)の資産のうち、外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第23項で定めるものをいいます。以下同じ。)であるJPモルガン・ファンズ・グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド(2021年4月1日以降、名称が「JPモルガン・ファンズ・グローバル・グロス・ファンド」となります。)が発行する外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)、および投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第3項で定めるものをいいます。)であるGIMジャパン・マネープール・ファンドF(適格機関投資家専用)の受益権(法令により金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託の

受益証券とみなされるものをいいます。以下同じ。)、ならびに次の有価証券に主として投資することを指図します。

(略)

なお、1から4までの証券および6の証券または証書のうち1から4までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借り入れ)に限り行うことができるものとします。また、債券貸借取引(現金担保付債券借り入れ)を行う場合は、信託約款第19条にしたがいます。

(略)

(ホ)当ファンドが投資対象とする投資先ファンドの名称、主要投資対象、主な運用方針および運用会社の名称は、以下のとおりです。

グローバル株式ファンド

名称	J Pモルガン・ファンズ - グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド (JPMorgan Funds - Global Unconstrained Equity Fund)
その有価証券 (外国投資証券)	J P Mグローバル・アンコンストレインド・エクイティ(Iクラス) (円建て) (JPM Global Unconstrained Equity I)
主要投資対象	世界の株式
主な運用方針	世界の株式を中心に投資し、投資対象とする株式の業種や時価総額には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、また、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。
運用会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント(U K)リミテッド(英国法人)

2021年4月1日以降は、以下のとおりとなります。

名称	J Pモルガン・ファンズ - グローバル・グロース・ファンド (JPMorgan Funds - Global Growth Fund)
その有価証券 (外国投資証券)	J P Mグローバル・グロース(Iクラス) (円建て) (JPM Global Growth I)
主要投資対象	世界の株式
主な運用方針	優れた、かつ持続的な成長が期待できると判断される世界の株式(以下「成長株」という場合があります。)に投資し、投資対象とする株式の時価総額、業種および国には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、また、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。
運用会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント(U K)リミテッド(英国法人)

(以下略)

(3)運用体制

(イ)当ファンドの運用体制

<訂正前>

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、2020年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（八）投資先ファンドの運用体制

<訂正前>

以下は、投資先ファンドにおける運用体制です。

グローバル株式ファンド

当該投資先ファンドの運用は、インターナショナル株式グループ（約160名*）に属するJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクのポートフォリオ・マネジャーおよびJ.P.モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのポートフォリオ・マネジャーが共同で担当します。

* インターナショナル株式グループの運用戦略にかかるポートフォリオ・マネジャー、アナリストやグローバル・セクター・スペシャリスト等の運用プロフェッショナルを合計した人数です。

（略）

運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクター（J.P.モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド所属）は、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよびJ.P.モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのコンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよびJ.P.モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのリスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注1）運用体制については、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよびJ.P.モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを含めたJ.P.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。なお、前記人数は、2020年3月末現在のものです。

マネープール・ファンド

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

以下は、投資先ファンドにおける運用体制です。

グローバル株式ファンド

当該投資先ファンドの運用は、インターナショナル株式グループ（約160名*）に属するJ.P.モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのポートフォリオ・マネジャーが担当します。

* インターナショナル株式グループの運用戦略にかかるポートフォリオ・マネジャー、アナリストやグローバル・セクター・スペシャリスト等の運用プロフェッショナルを合計した人数です。

（略）

運用部門から独立したJ.P.モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドの以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
 - ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
 - ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。
- * 「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

(注1) 運用体制については、J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドを含めたJ. P.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

(注2) 前記の運用体制、組織名称等は、2020年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。なお、前記人数は、2020年9月末現在のものです。

マネープール・ファンド

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、2020年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資先ファンドのリスク

グローバル株式ファンド

<訂正前>

(略)

カントリーリスク

(略)

投資対象国によっては、保有有価証券の売却益に対してキャピタル・ゲイン税やその他の税(以下「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)が課せられる場合があります。その場合当該投資先ファンドはキャピタル・ゲイン税等の計算のため、現地の税務顧問を使用することがあります。当該税務顧問に対する費用は、当該投資先ファンドの純資産総額の規模にかかわらず発生する性質のものである場合が多く、当該投資先ファンドの純資産総額の規模が小さくなった場合には、当該投資先ファンドの基準価額に対する影響が当該投資先ファンドの純資産総額の規模が大きい場合に比べて、大きくなることが予想されます。

流動性リスク

(以下略)

<訂正後>

(略)

カントリーリスク

(略)

投資対象国によっては、保有有価証券の売却益に対してキャピタル・ゲイン税やその他の税(以下「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)が課せられる場合があります。その場合当該投資先ファンドはキャピタル・ゲイン税等の計算のため、現地の税務顧問を使用することがあります。当該税務顧問

に対する費用は、当該投資先ファンドの純資産総額の規模にかかわらず発生する性質のものである場合が多く、当該投資先ファンドの純資産総額の規模が小さくなった場合には、当該投資先ファンドの基準価額に対する影響が当該投資先ファンドの純資産総額の規模が大きい場合に比べて、大きくなることが予想されます。

スタイル特化型運用のリスク(2021年4月1日以降追加されます。)

割安株*と成長株は、一方が好調である時期にもう一方が不調になる傾向がある事から、割安株または成長株に特化した運用スタイルを持つ投資先ファンドは、その影響を受けて基準価額が下がる場合があります。

* 利益や資産に対しての評価が株価に反映されていないとみなされ、株価が低い状態の株式のことをいいます。

(以下のリスク要因については、2021年4月1日以降、番号が繰り下がります。)

流動性リスク

(以下略)

当ファンドのリスク

<訂正前>

(略)

予測不可能な事態が起きた場合等について

投資先ファンドにおいてその他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きた場合等に、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

<訂正後>

(略)

予測不可能な事態が起きた場合等について

投資先ファンドにおいてその他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きた場合等に、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

法律、税制および規制に関するリスク

法律、税制および規制の変更が当ファンドの信託期間中に生じ、それが当ファンドおよび投資先ファンドに悪影響を及ぼすことがあります。現在施行されている法律および規制が変更された場合、または新しい法律および規制が制定された場合、当ファンド、投資先ファンドおよび投資者に対する法的要件は現在求められているものと大幅に異なる可能性があり、当ファンド、投資先ファンドおよび投資者に重大かつ悪い影響を及ぼすことがあります。

原届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク(1)リスク要因」末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2016年1月～2020年12月の5年間に於ける、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージングマーケットグローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージングマーケットインデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージングマーケットグローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

(ロ) 投資先ファンドにおけるリスク管理

グローバル株式ファンド

<訂正前>

以下は、当該投資先ファンドの運用会社である J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク および J.P.モルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド におけるものです。同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(略)

(2020年6月末現在)

- ・ インベストメント・ダイレクター (J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッド所属) は、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
 - ・ J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよび J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッドのコンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
 - ・ J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよび J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッドのリスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。
- * 「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

< 訂正後 >

以下は、当該投資先ファンドの運用会社である J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッドにおけるものです。同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(略)

(2020年12月末現在)

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
 - ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
 - ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。
- * 「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

マネープール・ファンド

< 訂正前 >

(略)

(2020年6月末現在)

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

(2020年12月末現在)

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2020年7月末現在適用されるものです。

(以下略)

<訂正後>

(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2021年1月末現在適用されるものです。

(以下略)

5【運用状況】

原届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

(2021年1月4日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,003,098	0.08
投資証券	ルクセンブルク	1,189,819,285	99.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	6,299,099	0.53
合計(純資産総額)		1,197,121,482	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年1月4日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	JPM GL UNCONSTRAINED EQ I JPY	57,696.6	16,468.61	950,182,803	20,622	1,189,819,285	99.39
2	日本	投資信託 受益証券	G I M ジャパン・マネー プール・ファンド F (適格機関投資 家専用)	999,401	1.0048	1,004,198	1.0037	1,003,098	0.08

種類別投資比率

(2021年1月4日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.08
投資証券	99.39

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

2021年1月4日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2015年6月26日)	3,513	3,513	1.3100	1.3100
2期	(2016年6月27日)	3,086	3,086	0.9311	0.9311
3期	(2017年6月26日)	3,150	3,150	1.2283	1.2283
4期	(2018年6月26日)	1,740	1,740	1.2989	1.2989
5期	(2019年6月26日)	1,305	1,305	1.3373	1.3373
6期	(2020年6月26日)	1,113	1,113	1.5100	1.5100
	2020年1月末日	1,144	-	1.4944	-
	2020年2月末日	1,090	-	1.4365	-
	2020年3月末日	927	-	1.2406	-
	2020年4月末日	1,026	-	1.3834	-
	2020年5月末日	1,089	-	1.4684	-
	2020年6月末日	1,106	-	1.4984	-
	2020年7月末日	1,118	-	1.5853	-
	2020年8月末日	1,178	-	1.7054	-
	2020年9月末日	1,141	-	1.6703	-
	2020年10月末日	1,119	-	1.6595	-
	2020年11月末日	1,172	-	1.8075	-
	2020年12月末日	1,192	-	1.8755	-
	2021年1月4日	1,197	-	1.8829	-

分配の推移

期	1口当たり分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期（中間期）	0.0000

収益率の推移

期	収益率（％）
1期	31.00
2期	28.92
3期	31.92
4期	5.75
5期	2.96
6期	12.91
7期（中間期）	22.98

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	7,518,432,881	4,836,420,521	2,682,012,360
2期	1,322,840,888	690,221,424	3,314,631,824
3期	663,794,419	1,413,766,615	2,564,659,628
4期	307,979,893	1,532,321,851	1,340,317,670
5期	37,465,410	401,823,686	975,959,394
6期	39,152,444	277,389,822	737,722,016
7期（中間期）	27,909,270	129,472,634	636,158,652

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

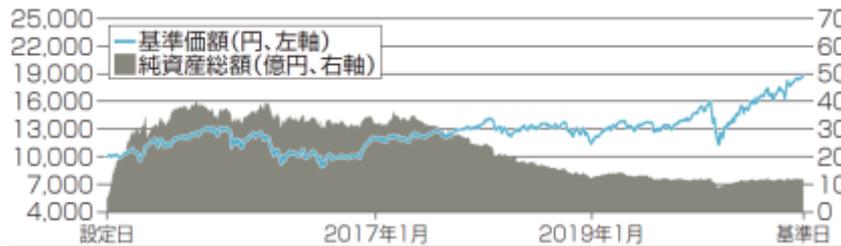
（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<https://www.jpmorgan.com/jp/am/>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2021年1月4日	設定日	2014年6月30日
純資産総額	11億円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
2期	2016年6月	0
3期	2017年6月	0
4期	2018年6月	0
5期	2019年6月	0
6期	2020年6月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 1
J P モルガン・ファンズ - グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド	99.4%
G I M ジャパン・マネーブル・ファンドF（適格機関投資家専用）	0.1%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	0.5%
合計（純資産総額）	100.0%

国（地域）別構成状況

投資国/地域 2	投資比率 3
アメリカ	62.4%
韓国	6.7%
中国	6.4%
スイス	4.2%
ドイツ	2.9%
その他	17.0%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 3
米ドル	65.1%
香港ドル	8.4%
韓国ウォン	6.7%
ユーロ	5.7%
スイスフラン	4.2%
その他	9.5%

業種別構成状況

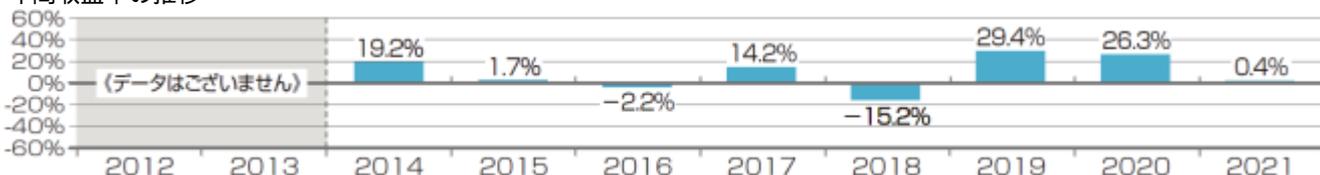
業種 2	投資比率 3
情報技術	32.1%
一般消費財・サービス	19.6%
資本財・サービス	11.5%
金融	10.6%
ヘルスケア	10.1%
その他	14.6%

* 上記比率に投資先ファンドが保有する公社債および投資信託証券は含んでいません。

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国/地域 ^{※2}	通貨	業種 ^{※2}	投資比率 ^{※3}
1	マスターカード	アメリカ	米ドル	情報技術	4.8%
2	ウーバー・テクノロジーズ	アメリカ	米ドル	資本財・サービス	4.5%
3	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	4.4%
4	サムスン電子	韓国	韓国ウォン	情報技術	3.7%
5	アリババ・グループ・ホールディング	中国	香港ドル	一般消費財・サービス	3.5%
6	コカ・コーラ	アメリカ	米ドル	生活必需品	3.4%
7	ペイパル・ホールディングス	アメリカ	米ドル	情報技術	3.2%
8	フェイスブック	アメリカ	米ドル	コミュニケーション・サービス	3.2%
9	サムスンSDI	韓国	韓国ウォン	情報技術	3.0%
10	騰訊控股	中国	香港ドル	コミュニケーション・サービス	2.9%

年間収益率の推移



* 年間収益率（%）=（年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額-1）×100

* 2014年の年間収益率は設定日から年末営業日、2021年の年間収益率は前年末営業日から2021年1月4日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 投資信託証券とは、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券の総称です。

* 当ページにおける「ファンド」は、「J P M グローバルマスター」です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。
- 国/地域はMSCI分類、業種はGICS分類に基づき分類していますが、「J P M モルガン・アセット・マネジメント」の判断に基づき分類したものが一部含まれます。「J P M モルガン・アセット・マネジメント」とは、「J P モルガン・チェース・アンド・カンパニー」および世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。
- ファンドは各投資先ファンドを通じて投資を行うため、各投資先ファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。なお、運用実績の基準日のファンドの基準価額算出に使用されているデータ（「J P モルガン・ファンズ - グローバル・アイコンストレインド・エクイティ・ファンド」および「G I M ジャパン・マネーブル・ファンドF（適格機関投資家専用）」は2020年12月最終営業日のもの）を使用しています。

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（2019年6月27日から2020年6月26日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

<訂正後>

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（2019年6月27日から2020年6月26日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年6月27日から2020年12月26日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書「第二部ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

【JPMグローバルマイスター】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2020年6月26日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月26日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12,989,268	14,209,035
投資信託受益証券	1,004,198	1,003,398
投資証券	1,106,236,600	1,173,029,574
未収入金	-	6,300,000
流動資産合計	1,120,230,066	1,194,542,007
資産合計	1,120,230,066	1,194,542,007
負債の部		
流動負債		
未払解約金	61,482	6,474,549
未払受託者報酬	177,555	191,995
未払委託者報酬	5,918,720	6,399,816
その他未払費用	118,314	127,938
流動負債合計	6,276,071	13,194,298
負債合計	6,276,071	13,194,298
純資産の部		
元本等		
元本	1,737,722,016	1,636,158,652
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	376,231,979	545,189,057
(分配準備積立金)	226,827,626	187,727,430
元本等合計	1,113,953,995	1,181,347,709
純資産合計	1,113,953,995	1,181,347,709
負債純資産合計	1,120,230,066	1,194,542,007

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2019年6月27日 至 2019年12月26日)	当中間計算期間 (自 2020年6月27日 至 2020年12月26日)
営業収益		
有価証券売買等損益	121,197,152	246,292,174
営業収益合計	121,197,152	246,292,174
営業費用		
支払利息	4,064	-
受託者報酬	195,547	191,995
委託者報酬	6,518,040	6,399,816
その他費用	130,717	132,850
営業費用合計	6,848,368	6,724,661
営業利益又は営業損失()	114,348,784	239,567,513
経常利益又は経常損失()	114,348,784	239,567,513
中間純利益又は中間純損失()	114,348,784	239,567,513
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	6,342,585	23,946,623
期首剰余金又は期首欠損金()	329,210,996	376,231,979
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,906,733	19,728,248
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,906,733	19,728,248
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,916,746	66,392,060
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	64,916,746	66,392,060
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	377,207,182	545,189,057

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2020年6月26日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月26日現在)
1期首元本額	975,959,394円	737,722,016円
期中追加設定元本額	39,152,444円	27,909,270円
期中一部解約元本額	277,389,822円	129,472,634円
受益権の総数	737,722,016口	636,158,652口
1口当たりの純資産額	1.5100円	1.8570円
(1万口当たりの純資産額)	(15,100円)	(18,570円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

（2021年1月4日現在）

種類	金額	単位
資産総額	1,200,193,175	円
負債総額	3,071,693	円
純資産総額(-)	1,197,121,482	円
発行済口数	635,794,891	口
1口当たり純資産額(/)	1.8829	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

資本金の額（2020年7月末現在）

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、2020年8月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

資本金の額（2021年1月末現在）

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、2021年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 2事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2021年1月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。 ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	75	812,407
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	63	4,871,232
総合計	138	5,683,639
親投資信託	57	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

<訂正後>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第31期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第31期中間会計期間末	
(2020年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	15,365,301
前払費用	54,588
未収入金	37,247
未収委託者報酬	1,909,054
未収収益	1,751,605
関係会社短期貸付金	2,100,000
その他	953
流動資産計	21,218,750
固定資産	
有形固定資産	
器具備品	22,517
器具備品減価償却累計額	10,085
有形固定資産計	12,432
投資その他の資産	
関係会社株式	60,000
投資有価証券	96,172
敷金保証金	98,724
前払年金費用	132,991
繰延税金資産	333,793
その他	9,508
投資その他の資産計	731,190
固定資産計	743,622
資産合計	21,962,373

(単位：千円)

第31期中間会計期間末

(2020年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金		57,823
未払金		1,484,275
未払手数料		895,243
その他未払金	1	589,031
未払費用		801,853
未払法人税等		847,017
賞与引当金		1,180,180
役員賞与引当金		46,164
流動負債計		4,417,314

固定負債

長期未払金		241,143
賞与引当金		630,148
役員賞与引当金		174,888
固定負債計		1,046,180

負債合計

5,463,495

純資産の部

株主資本

資本金		2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		1,000,000
資本剰余金合計		1,000,000

利益剰余金

利益準備金		33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		13,246,944
利益剰余金合計		13,280,621

株主資本合計

16,498,621

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		257
評価・換算差額等合計		257

純資産合計

16,498,878

負債・純資産合計

21,962,373

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第31期中間会計期間
		(自2020年4月1日
		至2020年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		5,359,891
運用受託報酬		3,526,872
業務受託報酬		892,348
その他		47,855
営業収益計		9,826,967
営業費用		
支払手数料		2,767,399
調査費		843,858
その他営業費用		274,153
営業費用計		3,885,412
一般管理費	1	4,851,527
営業利益		1,090,027
営業外収益	2	7,304
営業外費用	3	9,973
経常利益		1,087,359
税引前中間純利益		1,087,359
法人税、住民税及び事業税		791,620
法人税等調整額		(367,953)
法人税等合計		423,667
中間純利益		663,691

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 5年

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第31期中間会計期間末 (2020年9月30日)	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第31期中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	
1	減価償却実施額 有形固定資産 3,003千円
2	営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 2,422千円 受取利息 4,882千円
3	営業外費用のうち主要なもの 為替差損 9,415千円

（金融商品関係）

第31期中間会計期間末（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,365,301	15,365,301	-
(2) 未収委託者報酬	1,909,054	1,909,054	-
(3) 未収収益	1,751,605	1,751,605	-
(4) 関係会社短期貸付金	2,100,000	2,100,000	-
資産計	21,125,960	21,125,960	-
(1) 未払手数料	895,243	895,243	-
(2) その他未払金	589,031	589,031	-
(3) 未払費用	801,853	801,853	-
(4) 長期未払金	241,143	241,143	-
負債計	2,527,271	2,527,271	-

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基にリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	88,395

上記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第31期中間会計期間末（2020年9月30日）

１．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

投資有価証券（合同会社出資金）（中間貸借対照表計上額 88,395千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第31期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,359,891	3,526,872	892,348	47,855	9,826,967

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国	その他	合計
6,128,504	1,470,144	1,290,541	937,777	9,826,967

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	1,424,439	資産運用業
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,285,716	資産運用業

（1株当たり情報）

第31期中間会計期間 （自2020年4月1日 至2020年9月30日）	
1株当たり純資産額	293,235.19円
1株当たり中間純利益金額	11,795.80円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	663,691千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	663,691千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円(2019年9月末現在)

(略)

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
(略)			
3	中銀証券株式会社	2,000百万円 (2019年3月末現在)	同 上
(略)			
5	三菱UFJモルガン・スタン レーPB証券株式会社	8,000百万円	同 上
(略)			

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円(2020年3月末現在)

(略)

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
(略)			
3	中銀証券株式会社	2,000百万円	同 上
(略)			
5	三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	40,500百万円	同 上
(略)			

独立監査人の中間監査報告書

2021年1月20日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田光夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口健志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMグローバルマイスターの2020年6月27日から2020年12月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPMグローバルマイスターの2020年12月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年6月27日から2020年12月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月7日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

P w Cあらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田光夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口健志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。